



# JAPAN P&I NEWS

---

組合員各位

## バンカー条約および難破物除去ナイロビ条約の批准と船舶油濁損害賠償保障法の改正（その2）

「2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」（バンカー条約）および「2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約」（難破物除去ナイロビ条約）に対応するための「船舶油濁損害賠償保障法」の改正法が2020年10月1日に施行予定と国土交通省が発表しました。改正法の概要は2019年5月27日付 [Japan P&I News No.1026](#) をご参照ください。

国土交通省 報道発表資料：[改正油賠法（船舶油濁等損害賠償保障法）の説明会を全国で開催します！](#)

改正法について国土交通省担当官による説明会が2月から3月にかけて全国で開催されますので是非ご参加ください。日程・申し込み方法等の詳細は上記リンクの添付資料をご参照ください。

なお、10月1日（予定）の施行に先立ち、3月1日より「保障契約証明書（条約証書）」の交付手続きの受付が開始されますが、手続きの詳細は後日改めてご案内いたします。

以上